

地域課題探究型学習の推進について（概要）

1 事業目的（岐阜県教育委員会が推進する事業全体の目的）

児童生徒がふるさとをよく知り、また、自らがふるさとで活躍していく将来像を描けるようにするため、「ふるさと岐阜」への愛着をはぐくむふるさと教育の取組みを、小・中・高一貫して展開する必要がある。次期学習指導要領や新大学入試制度も見据え、ふるさとを知り、ふるさとを教材とした探究的学習を全ての高校で展開する。

2 事業内容（当校の指定された事業の内容）

指定校は、協議会を設置し、生徒が取り組む地域課題について提案・助言を得る。これを受けて、本事業の目的を実現するために、下記のような学習活動を行う。

- ①協議会（地元市町村や大学・企業等）を設置し、地域の魅力を知るとともに、協議会から出された。教育・福祉・観光・防災等の地域課題を把握する。
- ②市町村職員・大学研究者・企業経営者等による出前授業やワークショップ等を実施する
- ③フィールドワーク、ICTの利活用によるデータの分析、論点の整理など、実践的な探究学習による解決策の模索・提案を行う。

3 事業期間 令和元年度より3年間

4 協議会について

- (1) 地域社会と高校が抱える課題について協議するとともに、高校と主体的に関わることで、生徒が地域の魅力を知り地域課題を発見・解決する学習を推進するための提案・助言を行う。
- (2) 協議会では次の事項について協議する。
 - ①地域の魅力の検証と地域社会と学校の抱える課題の検討
 - ②生徒への課題の提供・助言
 - ③その他学校活性化のための必要と認められる事項
- (3) 協議会の構成
 - ①年2～3回程度を予定
 - ②当校職員4（11）名と外部委員4名
名古屋学院大学 学長 小林甲一 様
多治見市役所 企画防災課 水野琢也 様
多治見市まちづくり株式会社 事務課長 小口英二 様
地域コーディネーター（県派遣）

5 本事業における地域の定義

岐阜県東濃西部地域（多治見市、土岐市、瑞浪市）

（ただし、内容によっては、東濃地方全域、中京圏、岐阜県も探究学習の範囲とする。）

6 事業計画の概要

- (1) 学年生徒、全校生徒を対象にした講演会の開催
- (2) 2年次で実施している「総合的な学習の時間」のゼミ学習における探究学習の実施
- (3) フィールドワークなど校外研修の実施
- (4) 教職員向け研修会、先進校視察、研修参加、地域学習通信の発行
- (5) 地域との協働事業、学習発表会、報告書の発行